

大月市から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地で転入の届出をしてください。(正当な理由がなく14日以内に届出をしない時は、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。) 転入届には大月市で発行した**転出証明書と、印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート等)**が必要です。外国人の方は、**在留カード等**をお持ちください。

なお、詳細や記載以外の手続き等については各担当へお尋ねください。 ※裏面もご覧ください。

項目	対象となる方	大月市での手続き(注意事項)	問合せ先(大月市)	新住所地での手続き
住民登録関係	印鑑登録をしている方	○転出(予定)日をもって廃止になります。印鑑登録証(黒い手帳)をお返してください。	市民課 戸籍 住民担当	改めて登録してください。
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	○転出しても、引き続き使用できます。※条件により、使用できない場合があります。なお、電子証明書は失効します。	23-8022①	マイナンバーカード・住基カードを持参し、転入届をしてください。その際暗証番号が必要となります。
保険証関係	国民健康保険の方	○転出日に資格喪失となりますので、保険証をお返してください	市民課 国保 年金担当	加入の手続きをしてください。
	後期高齢者医療の方	○保険証等をお返してください。 ○県外へ転出の場合は、負担区分証明書を発行します。 ○保険料の還付が発生する場合がありますので預金通帳等口座のわかるものをご持参ください。	23-8037②	改めて手続きをしてください。
税金関係	1月1日に大月市に住民登録のある方	○手続きなし 1月2日以降大月市外に転出しても住民税は大月市にて課税されます。(転入市区町村から課税されることはありません。)	税務課 市民税担当 23-8016③	手続きなし
	「大月市」ナンバーの原動機付自転車等をお持ちの方	○廃車や住所変更の手続きが必要になります。 対象:原動機付自転車(~125cc)・ミニカー・小型特殊自動車		使用する場合は、ナンバー交付の手続き等が必要です。
福祉関係	下記手帳等をお持ちの方 ①身体障害者手帳 ②自立支援医療(更生医療)受給者証 ③療育手帳 ④精神保健福祉手帳 ⑤自立支援医療(精神通院医療)受給者証	○手続きは不要です。 ※ただし、県外に転出する場合は、③④⑤の手帳類はお返してください。	福祉介護課 障害者 支援担当 23-8031④	住所変更手続きをしてください。 持ち物は、新住所地の担当課へお問い合わせください。
	下記手当を受給している方 ①障害児福祉手当 ②特別障害者手当 ③経過的福祉手当 ④重度心身障害者医療費助成受給者証	○①②③は手続き不要です。 ○④は受給者証をお返してください。		
介護関係	介護認定を受けている方	○介護保険被保険者証をご持参ください。「受給資格証明書」を発行します。	福祉介護課 介護 保険担当 23-8035⑤	転出日から14日以内に担当課に「受給資格証明書」を提出してください。
	「ふれあいペンダント」を設置している方	○機器をお返してください。	介護予防担当 23-8034⑥	担当課に相談してください。

項目	対象となる方	大月市での手続き(注意事項)	問合せ先 (大月市)	新住所地での 手続き
児童・妊婦関係	教育・保育給付認定等を受けて保育園や幼稚園を利用している方	○認定取消届を提出してください。(保育園を利用している場合は退所届も提出してください)	子育て健康課 保育支援担当 23-6232⑦	引き続き同一の施設等を利用する場合等は、転入後すみやかに認定手続き等を行ってください。
	下記手当を受給している方	○下記届を提出してください。転入先で必要な書類等をご案内します。	子育て健康課 子育て支援担当 23-8032⑧	必要な書類等をご持参のうえ、手続きをしてください。
	・児童手当 ・児童扶養手当	・消滅届 ・児童扶養手当住所変更届		
	子育て支援医療費助成金受給資格者証・ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証をお持ちの方	○喪失届を提出し、受給者証をお返してください。		転入先で手続きを行い受給者証を取得してください。
	子育て応援カードをお持ちの方	○カードをお返してください。		転入先が県内の場合は、手続きを行いカードを取得してください。
	妊婦さん、お子さんの保護者(予防接種・健診関係)	○手続きは不要です。(大月市が交付した予防接種予診票や健康診査受診票等は使用できません。)	子育て健康課 健康増進担当 23-8038⑨	母子健康手帳と大月市が発行した予診票や受診票等を提出し、新たに交付を受けてください。
	公立小・中学校に通うお子さんの保護者	○現在通学している学校に「児童生徒転学届」を提出し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。	学校教育課 こどもの学び支援担当 23-8047⑩	「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持参し、教育委員会へ転入学の手続きをしてください。
水道関係	東部地域広域水道企業団の給水区域の方 駒橋・御太刀・大月の全域、大月町・賑岡町・七保町・猿橋町・富浜町・梁川町の一部	○水道の使用を止めるとき(閉栓)は、届出が必要です。お電話・窓口にて受付けております。	東部地域広域水道企業団 営業担当 22-0099	新住所地にお尋ねください。
	市営簡易水道を使用している方	○「中止届」の提出と手数料500円が必要です。 ※「給水エリア」「使用した水道の使用状況」により手続き方法が異なります。詳しくは電話でお問い合わせください。	地域整備課 (花咲庁舎) 簡易水道担当 20-1856	新住所地にお尋ねください。
ペット関係	ペット(犬)を飼っている方	○手続きは不要です。	市民課 生活環境担当 23-8023⑪	30日以内に大月市が交付した犬の鑑札を持参し、届出をしてください。

大月市役所 〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号 TEL0554-22-2111(代表)

本庁舎案内図

